

「トルフェンピラド」、「ベンチアバリカルブイソプロピル」及び「2, 4-D」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、1及び2の農薬については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号に基づき、3については、同法第24条第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは、別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

1. トルフェンピラド
2. ベンチアバリカルブイソプロピル
3. 2, 4-D

トルフェンピラド

1. 今回の諮問の経緯

・平成 22 年 2 月 12 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	トルフェンピラド(Tolfenpyrad)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピラゾール環を有する殺虫剤。ミトコンドリアの電子伝達系複合体 I を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: キャベツ(コナガ等)、もも(モモサビダ二等)等 今回、はくさい(コナガ等)、いちご(アザミウマ類等)等への適用拡大申請(剤型の追加)	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、豪州、カナダ、EU、ニュージーランド: なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 16 年 7 月 12 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 16 年 10 月 7 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成 18 年 10 月 23 日及び平成 19 年 2 月 23 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 19 年 5 月 31 日 食品健康影響評価結果 受理 いずれも ADI = 0.0056 mg/kg 体重/day</p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ベンチアバリカルブイソプロピル

1. 今回の諮問の経緯

・平成 21 年 11 月 24 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンチアバリカルブイソプロピル (Benthiavalcarb-isopropyl)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	アミノ酸アミド誘導体殺菌剤。ホスファチジルエタノールアミン <i>N</i> -メチルトランスフェラーゼを特異的に阻害し、細胞膜主要構成成分であるホスファチジリコリンの生合成を阻害することにより、殺菌作用を示す。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: きゅうり、ぶどう(べと病等)等 今回、すいか(褐色腐敗病)への適用拡大申請(適用作物の追加) 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国: ぶどう、トマト等 / EU: ぶどう、ばれいしょ等に基準が設定されている。
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成 15 年 12 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 18 年 11 月 16 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】 平成 19 年 12 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 20 年 3 月 13 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>いずれも <u>ADI = 0.069 mg/kg 体重/day</u></p>	

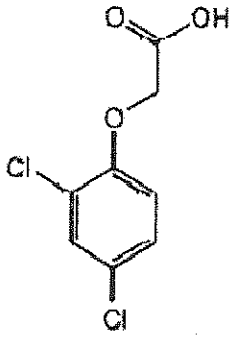
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

2, 4-D

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

2. 評価依頼物質の概要

名称	2, 4-D	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	フェノキシ系の除草剤。オーキシシン作用により植物の分裂組織を異常に活性化して奇形を生じさせ、さらに呼吸の異常増進等によって生理機能を攪乱させると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 水稲(水田雑草)、さとうきび(畑地一年生広葉雑草)等 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.01 mg/kg 体重/day
	国際基準	小麦、かんきつ類、畜産物等に基準が設定されている。
	諸外国	米国: 大麦、仁果果実類、畜産物等 / 豪州: 穀類、ばれいしょ、ぶどう等 / カナダ: アスパラガス、クランベリー等 / EU: かんきつ類、畜産物等 / ニュージーランド: かんきつ類、核果果実類に基準が設定されている。
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【トルフェンピラド】

- ・ラット急性神経毒性試験 (2008年) Charles River Laboratories [GLP 試験]
- ・マウスリンパ腫細胞を用いた前進突然変異試験 (2007年) Covance Laboratories [GLP 試験]
- ・マウス *in vivo* 小核試験 (2007年) Covance Laboratories [GLP 試験]
- ・チャイニーズハムスターのCHL細胞を用いた *in vitro* 細胞周期の解析試験 (2007年) Covance Laboratories [GLP 試験]
- ・作物残留試験 (国内)

【ベンチアバリカルブイソプロピル】

- ・ラット急性神経毒性試験 (2001年) Springborn Laboratories [GLP 試験]
- ・ラット4週間反復経皮投与毒性試験 (2000年) WIL Research Laboratories [GLP 試験]
- ・ラット催奇形性試験 (2004年) Huntingdon Life Sciences [GLP 試験]
- ・ラット急性経口毒性試験 (2006年) Covance Laboratories [GLP 試験]
- ・細菌を用いた復帰変異試験 (2004年) Covance Laboratories [GLP 試験]
- ・ラットを用いた14日間連続投与及び投与終了後の組織内分布及び消長に関する代謝試験 (2003年) Covance Laboratories [GLP 試験]
- ・作物残留試験 (国内)